

基安発 0228 第 1 号
平成 30 年 2 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところである。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となった。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られる。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要である。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施することとする。事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施する。

また、本キャンペーンは、熱中症予防対策について、相互に連携を図り、一体的に推進することにより、事業場における熱中症防止に対する意識の向上及び責任体制の確立を含む対策の徹底を図ることとし、本省においては、キャンペーンの準備期間に先立ち、連絡会議を開催し、関係団体における実施事項等について情報交換を行うとともに、関係団体が実施する事項について積極的な支援を行うこととしている。

については、キャンペーンの趣旨を踏まえ、3 月中に事業者団体に対してキャンペーンの周知について要請を行うとともに、4 月から 9 月末までに実施する集団指導等あらゆる機会をとらえて、要綱の 9 及び 10 に記載された事項について取り組むよう、事業者に対し指導を行うこと。なお、指導に当たっては平成 29 年に死傷災害が多く発生した建築工事業、土木工事業、清掃・と畜業、死亡災害が多く発生した農業について特に重点的に実施されたい。

なお、関係団体に対して別添のとおり通知しているので、併せて了知されたい。

記

別添 (略)

以上